

街ね(音)鈴鹿（まちねすずか）

規 約

第1章 総則

第1条（名称）

この団体は「街ね(音)鈴鹿（まちねすずか）」と称します。

第2条（目的）

この団体は、鈴鹿市の多彩な魅力を発見し、市民や観光客へ広く伝えることを目的とします。地域の歴史や文化を次世代に継承し、地域住民の交流を促進することで、持続可能な街づくりを目指します。

第2章 会員

第3条（会員資格）

本団体の目的に賛同し、活動に積極的に参加する個人または団体。

第4条（会員数）

現在の会員数は2名としますが、新規会員の加入を随時受け入れます。

第3章 活動内容

第5条（活動分野）

- まちづくりの推進
- 観光の振興
- 文化・芸術・スポーツの振興
- 情報化社会の発展

第6条（具体的な活動）

1. 地域散策イベントやテーマ別ツアーの企画・実施

2. 地域の名所やカフェ、公園情報を SNS や Web で発信
3. 地域文化・歴史に関する研究・共有講座の開催
4. 公園や海岸でのピクニック、音楽会、自然保護活動

第4章 組織

第7条（代表者）

代表者は市橋 あかねとします。

第8条（連絡先）

主な連絡先は以下に定めます：

〒513-0036 鈴鹿市矢橋 1 丁目 24-11

電話番号：080-3673-4277

メール：nanami06777@gmail.com

第5章 活動年度

第9条（活動年度）

本団体の活動年度は毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終了します。

第6章 情報発信

第10条（公式ブログの運営）

本団体は、『まちの HOT ステーション鈴鹿』公式ブログを管理・運営し、地域の魅力や活動内容を発信します。このブログを通じて地域住民や観光客との交流を深め、情報の共有と発信を行います。

第7章 財務

第11条（会計管理）

本団体の収支管理は、透明性を保つことを基本とし、年 1 回、会員全員に会計報告を行います。

第8章 規約の改正

第12条（改正手続き）

本規約の改正は、代表者と会員の合意に基づき行います。

第9章 解散

第13条（解散手続き）

団体の解散は、代表者および全会員の合意に基づき行います。また、解散時の資産処理方法についても同様に決定します。